

改 正 案	現 行
第十一章 選挙運動 （通常葉書の作成の公営） 第百九条の七 （略） 2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方である通常葉書の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定通常葉書の一枚当たりの作成単	第十一章 選挙運動 （通常葉書の作成の公営） 第百九条の七 法第四十二条第十項（同項の通常葉書（以下この条において「特定通常葉書」という。）の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、通常葉書の作成を業とする者との間において特定通常葉書の作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。 2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方である通常葉書の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定通常葉書の一枚当たりの作成単

価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定通常葉書の作成枚数（当該特定候補者を通じて、法第百四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、同条第十項後段において準用する法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該通常葉書の作成を業とする者からの請求に基づき、当該通常葉書の作成を業とする者に対し支払う。

一 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚以下である場合 八円六十二銭

二 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚を超える場合 三十万七千七百円と七円四十六銭 にその三万五千枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該特定通常葉書の作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

3 法第百四十二条第十項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、八円六十二銭に特定通常葉書の作成枚数（当該作成枚数が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

4 （略）

価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定通常葉書の作成枚数（当該特定候補者を通じて、法第百四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、同条第十項後段において準用する法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該通常葉書の作成を業とする者からの請求に基づき、当該通常葉書の作成を業とする者に対し支払う。

一 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚以下である場合 七円九十五銭

二 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚を超える場合 二十七万八千二百五十円と六円八十八銭にその三万五千枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該特定通常葉書の作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

3 法第百四十二条第十項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、七円九十五銭に特定通常葉書の作成枚数（当該作成枚数が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第百四十二条第十項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(ビラの作成の公営)

第百九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第四百四十二条第十項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「八円六十二銭」とあるのは「八円三十八銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「三十万七百元と七円四十六銭」とあるのは「四十一万九千円と五円六十二銭」と、同条第三項中「八円六十二銭」とあるのは「八円三十八銭」と読み替えるものとする。

(選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営)

第百十条の二 (略)

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者

(ビラの作成の公営)

第百九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第四百四十二条第十項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「七円九十五銭」とあるのは「七円七十三銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」とあるのは「三十八万六千五百円と五円十八銭」と、同条第三項中「七円九十五銭」とあるのは「七円七十三銭」と読み替えるものとする。

(選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営)

第百十条の二 法第四百四十三条第十四項（同条第一項第一号の立札及び看板の類（以下この条において「特定立札及び看板の類」という。）の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、立札及び看板の類の作成を業とする者との間において特定立札及び看板の類の作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者

(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方である立札及び看板の類の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定立札及び看板の類の一当たりの作成単価(当該作成単価が六万三千三百七十九円を超える場合には、六万三千三百七十九円)に当該特定立札及び看板の類の作成数(当該特定候補者を通じて法第三百三十一条の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第四百四十三条第十四項後段において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該立札及び看板の類の作成を業とする者からの請求に基づき、当該立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う。

3 法第四百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、六万三千三百七十九円に特定立札及び看板の類の作成数(当該作成数が、法第三百三十一条の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数を超える場合には、当該三を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。

4 (略)

(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方である立札及び看板の類の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定立札及び看板の類の一当たりの作成単価(当該作成単価が五万六千六百十三円を超える場合には、五万六千六百十三円)に当該特定立札及び看板の類の作成数(当該特定候補者を通じて法第三百三十一条の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第四百四十三条第十四項後段において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該立札及び看板の類の作成を業とする者からの請求に基づき、当該立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う。

3 法第四百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、五万六千六百十三円に特定立札及び看板の類の作成数(当該作成数が、法第三百三十一条の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数を超える場合には、当該三を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手続その他法第四百四十三条第十四項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める

（自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営）

第百十条の三 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第四百四十三条第十四項（同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「六万千三百七十九円」とあるのは「五万八千四百十四円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することのできる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内」（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」と、同条第三項中「六万千三百七十九円」とあるのは「五万八千四百十四円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することのできる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」と読み替えるものとする。

（ポスターの作成の公営）

第百十条の四 （略）

（自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営）

第百十条の三 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第四百四十三条第十四項（同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「五万六千六百十三円」とあるのは「五万三千六百一円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することのできる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内」（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」と、同条第三項中「五万六千六百十三円」とあるのは「五万三千六百一円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することのできる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」と読み替えるものとする。

（ポスターの作成の公営）

第百十条の四 法第四百四十三条第十四項（同項のポスター（以下この条において「特定ポスター」という。）の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において特定ポスターの作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務

衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定ポスターの作成枚数（当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第四百四十三条第十四項後段において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。

衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定ポスターの作成枚数（当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第四百四十三条第十四項後段において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万六
千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数
で除して得た金額（一元未満の端数がある場合には、その端数は、一
円とする。）

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合

五百八十六円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二

十九万三千四百四十円と三十円七十三銭にその五百を超える数を乗
じて得た金額との合計金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 四十円

3・4 (略)

(個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営)

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万六
千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数
で除して得た金額（一元未満の端数がある場合には、その端数は、一
円とする。）

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合

五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二

十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗
じて得た金額との合計金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 三十七円

3 法第百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一
人について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金
額とする。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合

前項第一号に定める金額に特定ポスターの作成枚数（当該作成枚数が
当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える
場合には、当該二を乗じて得た数）を乗じて得た金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 前項第二号に定める金額に
特定ポスターの作成枚数（当該作成枚数が七万枚を超える場合には、
七万枚）を乗じて得た金額

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第百
四十三条第十四項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める
。

(個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営)

第二百二十五条の三 第一百条の二の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における公職の候補者が法第六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第一百条の二第二項中「六万三千三百七十九円」とあるのは「四万四千四百三元」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第四百三十三条第十四項後段」とあるのは「第六百六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「六万三千三百七十九円」とあるのは「四万四千四百三元」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替えるものとする。

第十三章の二 選挙の一部無効による再選挙の特例

（参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）

第三百三十二条の三の二 （略）

第二百二十五条の三 第一百条の二の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における公職の候補者が法第六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第一百条の二第二項中「五万六千六百十三円」とあるのは「四万九百五十四円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第四百三十三条第十四項後段」とあるのは「第六百六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「五万六千六百十三円」とあるのは「四万九百五十四円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替えるものとする。

第十三章の二 選挙の一部無効による再選挙の特例

（参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）

第三百三十二条の三の二 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

（表略）

2 前項の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙（以下この条において単に「再選挙」という。）のうち、一の都道府県の区域を区

域として行われるもの又は一の指定都市の区域を区域として行われるものにおいては、参議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、法第百四十九条第三項の新聞広告をすることができる。

3 再選挙のうち、一の都道府県の区域を区域として行われるもの及び一の指定都市の区域を区域として行われるもの以外のものにおいては、参議院名簿届出政党等は、法第百四十九条第三項の規定にかかわらず、新聞広告をすることができない。

4 再選挙においては、参議院名簿届出政党等は、法第百五十条第三項の規定にかかわらず、政見放送をすることができない。

5 再選挙のうち、一の都道府県の区域を区域として行われるもの又は一の指定都市の区域を区域として行われるものにおいては、法第百七十六条の規定にかかわらず、当該都道府県又は当該指定都市の区域を包括する都道府県の区域を単位として通用する特殊乗車券（同条の特殊乗車券であつて、運賃及び国土交通大臣が定める急行料金を支払うことなく利用することができる特殊乗車券でないものをいう。）十五枚を交付し、その他のものにおいては、同条の特殊乗車券及び特殊航空券は、交付しない。

6 再選挙に第百九条の四第二項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第二項第一号及び第二号イ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）」とあるのは「以上」と、「一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）」とあるのは「一台」と、同号ハ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上）」とあるのは「以上」と、「一人（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人）」とあるのは「一人」と、同条第四項中「六万四千五百円（参議院比例代

表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円）とあるのは「六万四千五百円」とする。

7 再選挙に第九条の七第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「法第四百二十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百二十二条第一項第一号の二の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同条第三項中「同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百二十二条第一項第一号の二の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

8 再選挙に第九条の八において準用する第九条の七第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「法第四百二十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百二十二条第一項第一号の二のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同条第三項中「同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百二十二条第一項第一号の二のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

9 再選挙に第十條の三において読み替えて準用する第十條の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内（参議院

比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内」とあるのは「以内」と、同条第三項中「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」とあるのは「四」とする。

10 再選挙に第一百十条の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、

同条第二項中「七万枚」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」

と、同項第二号中「三十七円」とあるのは「三十七円と二十万二千四

百九十円」を第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第

二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数で除して得た金額（一円

未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）との合計金額

と、同条第三項第二号中「七万枚を超える場合には、七万枚」とある

のは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の

二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区

分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に

10 再選挙に第一百十条の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、
同条第二項中「七万枚」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」
と、同項第二号中「四十円」とあるのは「四十円と二十一万九千五百四十円」を第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第
二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数で除して得た金額（一円
未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）との合計金額
と、同条第三項第二号中「七万枚を超える場合には、七万枚」とある
のは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の
二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区
分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に
定める枚数」とする。